一般社団法人熊本県空手道連盟規則（案）

2022/1/25

社員選出及び定数に関する規則

第１条　この規則は、一般社団法人熊本県空手道連盟（以下「本連盟」という）定款及び規約に基づき、本連盟の円滑な運営を行うために制定する。

第２条　定款第5条２に基づき、社員は常任理事・理事に加え、熊本市空手道協議会（以下　市協）または各郡市空手道連盟（以下　郡市連）及び学生連盟・高体連専門部・中体連専門部から選出する

第３条　市協及び郡市連・学生連盟・高体連専門部・中体連専門部の社員定数は、所属する学校・道場等に関係なく、１団体につき社員１名と定める

　２　社員の選出は各団体所属の全代表指導者各１名が出席する総会において、本連盟定款規約に基づき、各代表１票の投票権を与えたのち選出するものとする

　３　２項に反し社員が選出されたと本連盟が判断した場合の選出は無効とする

第４条　市町村法定合併に伴う協議会及び郡市連盟の合併は、組織規模に関わらず対等合併とする

第５条　合併する協議会及び郡市連盟は、速やかに総会を開催し、代表者及び役員を選出するとともに、本連盟役員改選に合わせて本連盟社員の届け出を行う

第６条　本連盟における社員任期中は、郡市市町村合併があろうとも社員変更は行わず、次回改選時迄、本連盟社員の職にとどまることが出来る

第７条　社員の再選を妨げないが、任期中に１度も本連盟大会や行事、社員総会に出席しなかった社員は、役員改選の候補となることができない

第８条　この規定の決定及び改正は、社員総会において３分の２以上の決議を要する

この規則は令和４年４月１日より施行する。

常任理事・理事及び幹事選出及び定数に関する規則

第１条　この規則は、一般社団法人熊本県空手道連盟（以下「本連盟」という）定款及び規約に基づき、本連盟の円滑な運営を行うために制定する。

第２条　定款第5条２に基づき、常任理事・理事は社員から選出し、常任理事会・理事会を構成する

第３条　本連盟規約　第６章　第１１条に基づき理事は１０名以上、４０名以内とする

第４条　会長は、理事定数内の範囲で、若干名の理事を推薦することが出来る

第５条　理事は常任理事会が選出し、理事会が承認する。社員総会で報告する

第６条　常任理事・理事の再選を妨げないが、任期中に１度も本連盟行事や常任理事会・理事会に出席しなかった常任理事・理事は、改選時候補になることができない。

第７条　監事は理事会が推薦し、社員総会の承認を得て選出する

第８条　本連盟規約　第６章　第１１条に基づき監事は１名以上、３名以内とする

第９条　監事候補には、運営の適正化、透明化を図るため外部有識者を選出することが出来る

第10条　この規定の決定及び改正は、理事会において３分の２以上の賛成を要する

附則

この規定は令和４年４月１日より施行する。

一般社団法人　熊本県空手道連盟　倫理規程

(目的)

第1条　この規定は、一般社団法人　熊本県空手道連盟（以下「本連盟」という。）規約第34条に基づき倫理委員会を設置、関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する信頼を確保することを目的とする。

（倫理委員会の設置）

第２条　本連盟規約第34条に基づき倫理委員会を設置する。

　２.会長は、自身と本連盟専門委員会規定第４条に基づき理事を倫理委員会の委員長として従事させるものとする。

　３.倫理委員会は会長、倫理委員会委員長・副委員長、外部有識者（県連役員で議決権者は除く）２名の合計５名で構成する。

　４.倫理委員会の委員の選任及び解任は、常任理事会が候補を選定し理事会の承認を得て選出する。

　５.委員が利害関係者に該当ずる場合、常任理事会にて委員を選任することができる。

　６.委員会の運営担当者として事務局長が参加するが、議決権はない。

（本規程の適用範囲）

第３条　前条に規定する「本連盟関係者」とは以下の者をいう。

　（１）本連盟規約に規定する会長・副会長・理事長・事務局長・常任理事・理事・社員・特別相談役・相談役・監事・を合わせて「役員」という

　（２）本連盟規約に規定する部会長・副部会長・部員・事務局次長・事務局員

　（３）本連盟規約に基づく加盟団体及びその所属会員

（本連盟関係者の基本的責務）

第４条　本連盟関係者は、関係法令・本連盟規約・本連盟規則・本連盟申し合わせ等を遵守し、空手道の健全な普及・発展に努めるとともに、それぞれの職務を遂行しなければならない。

（本連盟関係者の遵守事項）

第５条　本連盟関係者は別に定める倫理規程に関するガイドラインに基づき次の行為をしてはならない。

　（１）身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等

　（２）身体的及び精神的セクシャル・ハラスメント等

　（３）ドーピング及び薬物乱用等

　　　　（４）賭博行為、違法な金銭の授受などの社会的模範に照らし合わせ不適切と認められる行動または暴力団などの反社会的勢力と関わること

　　　　（５）本連盟・本連盟所属団体内外における金銭の横領、施設・用器具等の購入などに関わる贈収賄行為、不適切な経理的指導又は監査

　（６）本連盟・本連盟所属団体内外における不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

　（７）本連盟・本連盟所属団体内外における不適切な人的対応、差別・偏見的な対応及び取り扱い、不利益な取り扱いや嫌がらせ行為等

（８）報酬、手当、手数料、接待、供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供第１０条に定める通報・相談窓口の利用を理由とした不利益となる取り扱いや嫌がらせ行為等

　（９）法令や本連盟の諸規程に触れる違反等

　（10）そのほか、倫理に関するガイドラインにそぐわない不当な行為

　２．本連盟関係者は社会倫理に反する行為の予防を徹底しなければならない。違反した本連盟関係者に対しては厳正に必要な措置をとるものとする。

　　　　　３．指導的立場にある者と選手との関係の在り方については、相手の立場を尊重し、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるものとする。

第６条　本連盟及び加盟団体は経理規程等に則り適正な経理処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。不正行為が認められた場合は厳正に必要な措置をとるものとする。

第７条　本規程に掲げられた事項以外においても社会模範として慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会の秩序の維持に努めるものとする。

(懲戒)

第８条　　加盟団体又は個人が次の各号に該当する行為があったとき、理事会の決議を経て懲戒処分することができる。

　　　(１)　本連盟又は団体・会員の名誉を著しく傷つけたとき。

　　　(２)　本連盟の目的に反する行為があったとき。

　　　(３)　本連盟の名称その他資格を、無許可で濫用したとき。

　　　(４)　本連盟の諸規程、または統制に従わないとき。

２．懲戒処分をした時は、処分内容と処分理由を公表する。

(懲戒処分の区分)

第９条　　前条の懲戒処分は、次の区分とする。

　　　(１)　加盟団体の承認の取消

　　　(２)　団体または特定会員の一定期間の資格停止

　　　(３)　所属団体を通じて、特定会員の除名、資格剥奪、注意

　　　(４)　賠償

２．前項の具体的な手続き及び内容については、常任理事会の審議、理事会の承認を経て別に定める。

この規定は令和４年４月１日より施行する。

事務局運営に関する事務局内規則

第１条　この規則は、一般社団法人熊本県空手道連盟（以下「本連盟」という）定款及び規約に基づき、本連盟の円滑な事務局運営を行うために制定する。

第２条　定款第5条２に基づき、事務局次長・事務局員は常務理事（事務局長）が指名し理事会に報告する。

第３条　事務局次長・事務局員は若干名とし任期は特に定めない。

第４条　事務局次長・事務局員は、事務局長の指導助言の下、会計及び業務執行事務に当たる。

第５条　常勤の事務局長・事務局次長・事務局員に報酬を与えることができる。報酬は１時間当たり８００円とする。

　　２　常勤の事務局長・事務局次長・事務局員が個人持ちの電話・パソコン・プリンターを本連盟の事務の為に常時使用する場合、補助金を出すことができる。金額については本連盟基準に明記する。

第６条　報酬を支給される事務局長・事務局次長・事務局員は、毎月初めまでに前月の執務内容と時間を明記した「執務記録」を、電磁的方法で事務局長に提出しなければならない。事務局長は、「執務記録」を吟味し報酬を支給する。

第７条　事務局長は、代表理事・副会長・専務理事・部会長・委員長から提出された「予算書」に基づき、日当・旅費等を支給することができる。金額については別に定める。

第８条　事務局長は、慶弔規定に基づき執行する。規定は別に定める。

第９条　「日当・旅費等支給基準」「慶弔規定」に該当しないことについては、事務局長が判断し執行する。

附則

この規定は令和４年４月１日より施行する。

【事務局内規】

この規定は、専務理事・常務理事が検討の後、常任理事会で承認し執行する。

（１）熊本県空手道連盟規約第4章第７条の加盟団体分担金団体の分担金・会員の登録費についての規定は次の通りとする。

・分担金は一団体（学校、道場）年１００００円、個人登録費は小学生・中学生年・高校生会員年１５００円、大学生・学生会員年２０００円、一般会員年３０００円とする。

　　・未納期間がある場合5 年前に遡り徴収できる。

（２）慶弔規程

　　 １） 役員本人死亡の場合、香典 10,000 円・弔電・生花を送る。 参加団体三役本人死亡は、香典 5,000 円・弔電・生花を送る。

２） 本連盟常任理事の配偶者及び実父母・実子死亡の場合は、香典5000円・生花・弔電を送る。１）の参加団体三役・本連盟理事の場合は、 生花・弔電を送る。

３） 祝事（結婚）は、会長へ案内があった場合のみ10000円お祝い金と祝電を送る。

４） その他については必要に応じて、専務理事・常務理事が別途検討し対応を決める。

熊本県空手道連盟申し合わせ事項

* 本連盟のより良い活動を保証するため、下記の申し合わせをする。会員は、申し合わせを忠実に守らなければならない。

＜部会＞

・各部会は、部会長・副部会長・部員で構成される。本連盟所属の各団体（学校・道場）長は、本連盟会長・副会長・専務理事・常務理事を除き、積極的に部会に参加し本連盟の活動に貢献することが望ましい。但し、中体連・高体連・学連所属・学校登録会員は例外を認める。

＜大会＞

・大会は、役員・審判・企画委員・補助員・開催地役員で運営される。本連盟所属の各団体（学校・道場）長は、上記の何れかの役割を務め、大会運営に寄与することが望ましい。団体長には運営を担う意識と態度が求められるし、試合運営上平等な立場に立つことも重要な要素である。その為監督・コーチ講習会を受講した保護者が各団体の監督・コーチを務めることを原則とする。

附則

この申し合わせは令和４年４月１日より施行する。